

年金

年金は、
請求しないと
もらえませんよ！

年金は、本人が請求しないと支給されません。年金を受けられる資格がきたら、忘れずに請求しましょう。
年金の請求についての詳しいこと（必要な書類など）は、それぞれの提出先にお問い合わせください。
提出先は、次のとおりです。

老齢・退職給付

国民年金に加入だけの方

(1号期間のみ)

市町村の年金窓口

(1号と3号期間あり)

社会保険事務所

厚生年金に加入だけの方

社会保険事務所

共済組合に加入だけの方

(単一の共済組合のみ)

加入していた共済組合

(複数の共済組合の場合)

退職年金は、それぞれの

共済組合。

老齢基礎年金は、社会保

険事務所。

複数の制度に加入の方

国民年金・厚生年金は、
社会保険事務所。

共済年金は、それぞれの
共済組合。

障害年金、障害給付、 遺族年金、死亡一時金など

障害の原因となった病気やけがの初診日（請求する病名を初めて診断された日）又は死亡した日が……

国民年金に加入中の場合

(1号期間の場合)

市町村の窓口

(3号期間の場合)

社会保険事務所

厚生年金に加入中の場合

社会保険事務所

共済組合に加入中の場合

それぞれの共済組合

国民年金保険料の 前納制度（一括納付）について

今年度の保険料をまとめて払い（前納）を希望される場合、1年分や半年分の前納以外に、年度途中であっても希望により割引された保険料で納めることができます。

例えば、毎月納めていた方が、7月中に年度末までの残り9か月分を一括で支払う場合です。
なお、この制度を利用する

ためには、社会保険事務所へ一括の納付書を依頼することが必要となります。

ただし、60歳以後に任意加入されている方については、一部利用できない場合があります。

詳しくは社会保険事務所まで、お問い合わせください。

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎ 925-5175

国民年金業務課

☎ 925-5148

6月23日～29日は男女共同参画週間です

「女性の人権問題に関する12時間電話相談」を開設

日 時 6月25日(火) 9時～21時
相談電話 フリーダイヤル 0120-025-550
相談内容 女性の人権問題に関するあらゆる相談
相談担当者 人権擁護委員・法務局職員
主催 松山地方法務局
愛媛県人権擁護委員連合会

介護

訪問介護利用者
負担額減額認定証の
更新について

法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を無料で利用されていた方又は障害者施策による訪問介護を無料で利用されていた方で、訪問介護利用者負担額減額認定証をお持ちの方は、6月30日(日)で有効期限が切れますので、申請書に必要な事項を記入のうえ、更新の手続きをしてください。

なお、申請書は、居宅支援事業所にも置いてあります。
お問い合わせ
役場介護保険課介護給付係

☎ 985-4115

生活環境

平成14年度
し尿汲み取り業者

松前町が許可している業者は次のとおりです。業者への依頼は一週間くらい余裕を持って、電話などで直接業者に連絡してください。

収集許可業者

大塚衛生設備（宗意原）
大塚サヨ子

☎ 984-1925

瀬戸衛生社（筒井）
加納 崇恵

☎ 984-5134

第一衛生社（筒井）
加納 祥恵

☎ 984-1169

松前衛生社（北黒田）
永井 高司

☎ 984-7981

次の大型ごみの日は

6月16日(日)
です。

地域で決められた場所に収集車
が来るまでに出しましょう。